年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会平成27年12月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500208号 厚生局事案番号 : 九州(国)第1500048号

第1 結論

昭和61年4月から昭和62年3月までの請求期間及び昭和62年9月から平成4年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和61年4月から昭和62年3月まで

② 昭和62年9月から平成4年9月まで

私は、昭和61年4月に妻とA市役所の年金課に行った際、窓口の男性職員からこのままでは 年金を受給するための資格期間が足りないと説明を受け、国民年金の加入を勧められたので国 民年金の加入手続を行い、同月末頃に同市役所で1年分(昭和61年度)の保険料として約8万 5,000円を前納した。

また、昭和62年9月以降の保険料については、最初の2年くらいの間は、居所に納付書が送付されなかったため、A市役所の窓口で毎年1年分の納付書を受け取り、まとめて納付した。以後、自宅に送られてきた納付書により妻が妻の勤務地の近くにあった金融機関等で毎月納付した。

さらに、平成9年9月8日付けでB社会保険事務所(当時)から発行された年金手帳には請求期間の国民年金の加入日等が記入されており、このことが保険料を納付した証拠であるので、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は昭和61年4月にA市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、同月末に昭和61年度の国民年金保険料を前納したと主張しているところ、請求者に係る戸籍の附票によると、請求者は昭和53年6月17日から平成4年4月1日までC市D区に住所を定めていることが確認でき、A市は、請求期間当時の対応について、同市に住民登録がない者の国民年金の加入手続を窓口で行うことはない旨回答していることから、請求者が昭和61年4月に同市役所の窓口で国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は平成9年9月8日に請求者の厚生年金保険手帳記号番号を基に付番されており、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も確認できない上、請求期間①及び②は同日付けで国民年金被保険者の資格記録が追加処理されたことにより生じた未納期間であり、当該処理が行われるまでは未加入期間であったと考えられ、請求者は当該期間に係る国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、請求者は平成9年9月8日付けでB社会保険事務所から交付された年金手帳の「国民年金の記録 (1)」欄に請求期間①及び②における被保険者となった日と被保険者でなくなった日がそれぞれ記載されており、このことが請求期間の保険料を納付したことの証拠であると

主張しているが、当該資格取得日及び資格喪失日に係る処理は、前述のとおり、平成9年9月8日に行われている上、当該欄のこれらの記載は、資格記録を示すものであり、直ちに国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

また、請求者及び請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500222号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500086号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和19年頃から昭和20年8月まで

私は、A社B事業所において、C課のD業務部門でE業務員として昭和20年8月15日の終戦まで勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社B事業所に勤めていたと氏名を挙げた同僚のうちの一人の陳述から、勤務期間は特定できないものの、請求者は、同社同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求者は、A社B事業所における勤務期間の記憶が明確ではない上、同社同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会をしたものの、請求者の同社同事業所における勤務実態、勤務期間等について陳述を得ることができないため、勤務期間を特定することができない。

また、A社は、A社B事業所については、昭和20年9月に閉鎖し、昭和20年8月15日付けで従業員全員を一旦解雇しており、同日付けの全員解雇名簿に請求者の氏名は確認できず、請求者の勤務期間については不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500231号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500087号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和43年9月1日から昭和44年4月1日まで

私は、請求期間において、A社に勤務していたにもかかわらず、国の記録では、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により請求期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答及び陳述から、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、陳述を得ることができず、後任の元事業主に請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について照会したが、回答を得ることができない。

また、前述の複数の同僚は、自身の記憶する勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致していないと陳述していることから、A社では、請求期間当時、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間において、請求 者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500209 号 厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1500004 号

第1 結論

昭和33年3月1日から昭和38年9月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和33年3月1日から昭和38年9月1日まで

国の記録では、私がA社に勤務した昭和33年3月から昭和38年8月までの期間における厚生年金保険の被保険者記録について、脱退手当金が支給済みとされ、年金額に反映されていない。

私は、A社を退職後、B県C市の実家に転居し、脱退手当金が支給されたとする昭和38年10月25日時点においても同市に居住していた。

総務省年金記録確認第三者委員会の非あっせんの理由として、請求期間の脱退手当金はD県の社会保険事務所(当時)で支給決定されており、遠隔地であっても送金により受領できたはずとあるが、会社は実家の住所を知らないはずだし、金融機関の口座も開設しておらず、脱退手当金を受け取ることはできなかったので、脱退手当金の支給記録を取り消し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間における最終事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、請求者の欄に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されている。

また、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和38年10月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。